公　告

次のとおり公募します。

平成２８年 ７ 月２２日

北海道森林管理局長

「国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）」の実施に係る公募

北海道森林管理局では、国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）を下記のとおり実施しますので、希望される方は安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

記

１　システム販売の目的

システム販売は、需要の拡大が必要な一般材、低質材及び原料材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

なお、システム販売については、森林管理局長が製材工場、素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署長等（森林管理署支署長を含む。以下同じ。）がその協定に基づき計画的な販売を実施するもので、協定を締結する需要者については、システム販売の目的を踏まえて、公募により決定することとしています。

２　システム販売の区分

（１）公募するシステム販売は、森林・林業の再生に向け、生産・加工・流通構造の改革へ貢献する企画提案があった製材工場等を支援していくこととし、提出される申請書及び企画提案書は次のタイプに区分して取り扱います。

Ａタイプ	山土場に集材された原木を工場等へ直送し、工場等で原木の計測を行うもの 例）自動選別機（又はそれに変わる装置）を利用することにより客観的データが得られ、効率的な計測等ができるもので速やかに運材量の報告ができるもの
Ｂタイプ	Ａタイプ以外のもの

なお、Ａタイプとして提案されたものであっても、その趣旨に合致しないと判断されるものはＢタイプとして取り扱います。

また、Ａタイプとして提案のあった物件については、樹材種を一般材及び低質材で公募した物件でも、協定締結の際に原料材価格も設定させて頂きます。

３　販売予定物件の概要

（１）販売予定物件の数量等については、別紙「販売物件一覧表」のとおりです。

（２）径級について、①一般材は9cm上、②針葉樹低質材は9cm上、③原料材は6cm上とします。

（３）樹種別の割合は、立木におけるおおよその割合であり、実際の素材の出材割合とは異なります。

（４）原料材比率の目安を示しているものについては、前年度に当該森林管理(支)署において生産された針葉樹素材の原料材比率などを参考に示したものであり、今回公募する物件の原料材比率を示したものではありません。
（５）出材予定数量・事業地・出材時期は、生産事業等の動向により変更があります。
（６）素材生産事業が先行している場合、出材される素材の一部については、森林管理(支)署で採材した材長となります。

４　システム販売の協定期間

本システム販売の協定期間は、協定締結日から平成２９年３月３１日までとしますが、複数年度の物件については、平成３１年３月３１日までとします。

５　システム販売の対象となる需要者

（１）製材工場等：　製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（集成材工場、プレカット工場、チップ工場等も含む。）
（２）原木市場等：　原木市場その他木材流通機能を有する事業者
（３）製材品需要者：　住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。以下、同じ。）

６　システム販売の対象となる需要者の要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。
（１）林産物売払いの一般競争参加資格を有していること
（２）協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること
（３）社会保険等に加入していること
（４）買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）
（５）森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと
（６）「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
（７）製材工場等については、ＪＡＳ認定工場であること（出荷製材品についてＪＡＳ規格が制定されている場合）
（８）原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること
（９）製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること（ただし、この場合、製材品需要者が（１）の要件を満たす必要はない）
(10) チップ工場等又は原木市場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、次の条件を満たすこと。なお、バイオマス発電所が自ら購入した物件を燃料となるチップ等に加工することとして申請する場合についても、同様の条件とする。
　ア　バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること。ただし、申請時において販売協定が未締結である場合は、今年度中には販売協定を確実に締結する場合に限ります。この場合、販売協定の締結が確実であることを示す書類を添付することとします。

イ　申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと。
ウ　発電した電気の買取価格を踏まえて、申請対象物件の買取価格を算出するまでの過程を明らかにすること。（【別紙様式８】による）
エ　協定期間終了後に、バイオマス発電所に製品（申請対象物件を加工したものに限る）を発電用として納入した際の伝票等の写しを提出し、その価格を明らかにすること。
オ　「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範を参考として提出すること。
カ　供給先のバイオマス発電所（バイオマス発電所自らが申請する場合を含む）が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成二十四年六月十八日経済産業省令第四十六号）第12条第３項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写しを提出すること。

7　企画提案書の要件

提出していただく企画提案は、その内容が次に掲げる要件のうち１つ以上を満たしていなければなりません。

（１）原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率化を図るもの
（２）原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの（新規需要開発を含む）
（３）地域の振興等への貢献を図るもの
（４）山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの

８　申請方法及び申請期限

（１）提出期限
　平成２８年８月１６日（火）（郵送の場合は、提出期限の日までに必着のこと）
（２）提出場所
　北海道森林管理局森林整備部資源活用第二課又は北海道森林管理局管内の最寄りの森林管理署（支署）
　（各署等の住所等はホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html）で確認してください）
（３）提出書類
　【別紙様式１】国有林材の安定供給システム申請書
　【別紙様式２】社会保険の加入状況
　【別紙様式３】保有する資格
　【別紙様式４】企画提案書
　【別紙様式５】買受を希望する林産物の価格検討表[一般材・低質材用]
　【別紙様式６】買受を希望する林産物の価格検討表（Ａタイプ・山元価格の算出）[一般材・低質材用]
　【別紙様式７】買受を希望する林産物の価格検討表[原料材用]
　　※買い受けする原木すべてを木質バイオマス発電原料として利用する場合は作成不要
　【別紙様式８】買受を希望する林産物の価格検討表[ＦＩＴによるバイオマス発電用]
　　※買い受けする原木を木質バイオマス発電原料として利用しない場合は作成不要
　【別添】買受希望単価表
　　（買受希望単価表は各価格検討表を基に作成してください。なお、共同で申請した物件については、申請者全員の価格をとりまとめた単価を記載してください。）

９　申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

（１）作成にあたっては、別に示す「国有林材の安定供給システム申請書の留意事項及び企画提案書の留意事項」を参照して、最近の情勢を踏まえた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて

取り組みの目玉等を分かり易く記載して下さい。

（２）申請する数量は、物件ごとの出材予定数量を分割することのないようにしてください。

（３）申請者は、「別紙１　暴力団排除に関する誓約事項」について申請書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したこととします。

（４）企画提案書の作成にあたっては、次に留意してください。

ア　共同または販売協定を結んで申請する場合の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が企画提案をとりまとめて作成してください（申請者ごとの企画提案書の作成は不要です）。

なお、企画提案書は、共同または販売協定を結んだ組み合わせ毎に作成願います。

イ　原木の長さ（長級）は、企画提案とします。ただし、多様な長級の採材などの提案には沿えないことがあります。

ウ　特定の径級を対象とした企画提案は、採用出来ません。

なお、**物件番号ごとに示した原木はすべて受け入れていただくことになります。**

エ　カラマツ一般材については、需要拡大の取り組み（建築用材、家具用材、ＬＶＬ、集成材のラミナなど）について当該物件に係る資材の多くが新たな需要開拓等に加え、既存利用であっても規模拡大等による道産材シェアや需要者の範囲を拡大する取り組み等についての提案を募集します。

（５）複数年の協定が可能な物件に申請する場合の事業計画については、当年度にかかる事業計画を作成してください。

なお、次年度以降については、毎年度の事業計画を年度当初に作成して提出して頂きます。

１０　審査の方法及び協定予定者の選定等

（１）別に定める審査基準（別表参照）に基づき申請書及び企画提案書の審査を行います。

（２）申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行います。

ア　必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件をすべて満たしているか審査します。

なお、要件を一つでも満たしていない場合は、協定予定者として選定できません。

イ　評価項目

別表「国有林材の安定供給システムに係る審査基準（製品販売）」に基づき、評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。

（３）協定予定者の選定

森林管理局長は、審査の結果、各公募物件毎に得られた点数等を勘案して、協定を締結することが適当と認められる者（以下「協定予定者」という。）を選定します。

なお、応募があった物件であっても、適切な者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。

（４）森林管理局長は、協定予定者に対して、提案された買受希望単価を勘案した上で、協定単価案その他必要な条件を提示します。

なお、協定単価については、システム販売は協定に基づき、協定者に対し安定的、計画的に国有林材の供給を行うものであることから、通常の販売単価に予約割増を付加した単価とします。

（５）森林管理局長は、上記（４）の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとします。

なお、協定単価については、市場価格・製品価格の動向等により四半期毎を目途とし、必要に応じて見直すこととします。

（６）協定に基づく販売は、当該森林管理署長等と国有林野事業林産物売買契約約款等により売買契約を締結していただきます。（共同で協定を締結した場合は、当該森林管理署長等と代表者の間で売買契約を締結していただきます。）

なお、契約保証金は免除します。

（７）売買契約成立日以降、引き渡しが完了した日から原則２ヶ月以内を木材の搬出期間とします。

なお、山元土場の状況等によって、搬出期間を延ばすことができる場合があります。ただし、林道の保全のため運材をご遠慮願う期間があることから、具体的には協定締結後、当該森林管理(支)署と打ち合わせ願います。

１１　協定締結に当たって付する条件等

（１）別紙「国有林材の安定供給システム協定書（案）」を参照願います。
（２）協定者は、協定期間の終了後、【別紙様式９】「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」を森林管理局長に提出してください。

１２　提出書類の返却の可否等

（１）提出された申請書、添付書類等は返却しません。
（２）提出書類は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。

１３　問い合わせ先

北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課
住　所：〒０６４－８５３７　札幌市中央区宮の森３条７丁目７０番
電　話：０５０（３１６０）６２９５、０１１（６２２）５２４８
担　当：企画官（木材需給対策）

別表

国有林材の安定供給システムに係る審査基準（製品販売）

１　必須要件

（１）林産物売払いの一般競争参加資格を有していること
（２）協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること
（３）社会保険等に加入していること
（４）買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）
（５）森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと
（６）「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
（７）製材工場等については、ＪＡＳ認定工場であること（出荷製材品についてＪＡＳ規格が制定されている場合）
（８）原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は、製材工場等との共同申し込みであること
（９）製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること（ただし、この場合、製材品需要者が（１）の要件を満たす必要はない）

２　評価項目

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th colspan="2">評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="16">企画提書の要件</td><td rowspan="4">原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率化を図るもの</td><td rowspan="3">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの</td><td>特に優良と認められるもの</td><td rowspan="4">２０～
０点</td></tr>
<tr><td>優良と認められるもの</td></tr>
<tr><td>上記以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの（新規需要開発を含む）</td><td rowspan="3">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの</td><td>特に優良と認められるもの</td><td rowspan="4">３０～
０点</td></tr>
<tr><td>優良と認められるもの</td></tr>
<tr><td>上記以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域の振興等への貢献を図るもの</td><td rowspan="3">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの</td><td>特に優良と認められるもの</td><td rowspan="4">２０～
０点</td></tr>
<tr><td>優良と認められるもの</td></tr>
<tr><td>上記以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの</td><td rowspan="3">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの</td><td>特に優良と認められるもの</td><td rowspan="4">１０～
０点</td></tr>
<tr><td>優良と認められるもの</td></tr>
<tr><td>上記以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">買受希望単価</td><td>価格評定における予定単価に対する買受希望単価の比率
（買受希望単価÷予定単価）</td><td>120%以上
90%以上～120%未満
90%未満</td><td>２０点～
－１０点</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">前回のシステム販売における取組状況</td><td colspan="2">意図した結果が得られているもの</td><td rowspan="2">０～
－１０点</td></tr>
<tr><td colspan="2">意図した結果が得られていないもの</td></tr>
</table>

別紙

「販 売 物 件 一 覧 表 （第2回）」

（1）単年度の物件

【札幌地区】

物件番号	樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量（㎥）	出材時期	事業地	林小班	樹種別割合等 樹種	割合	㎥廻り（立木）
28- 100	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	1,700	8月 ～ 1月	恵庭	5002る外	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ カラマツ	72% 11% 1% 16%	0.65㎥ 0.76㎥ 0.17㎥ 1.10㎥
28- 101	トドマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	1,400	10月 ～ 3月	厚田	275ろ外	トドマツ	100%	0.23㎥
	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	石狩	1,200	10月 ～ 3月	浜益 毘沙別	535は外 598は外	トドマツ カラマツ	70% 30%	0.30㎥ 0.43㎥
	計		2,600						
28- 102	トドマツ一般材 カラマツ一般材 トウヒ一般材 針葉樹低質材	石狩	1,200	11月 ～ 3月	余市	3001ろ外	トドマツ カラマツ トウヒ	30% 55% 15%	0.21㎥ 0.47㎥ 0.46㎥
28- 103	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	空知	1,800	11月 ～ 2月	紅葉山	2305 外	トドマツ カラマツ	65% 35%	0.27㎥ 0.51㎥
28- 104	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	日高北部	2,200	8月 ～ 2月	千呂露	255は外	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ	93% 5% 2%	0.18㎥ 0.15㎥ 0.31㎥
28- 105	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	日高南部	1,800	9月 ～ 2月	東川	2143い外	トドマツ カラマツ	80% 20%	0.14㎥ 0.40㎥
28- 106	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	石狩	1,700	8月 ～ 1月	恵庭	5002る外	針葉樹 カラマツ 広葉樹	63% 12% 25%	0.64㎥ 1.10㎥ 0.18㎥
28- 107	針葉樹原料材 広葉樹原料材	石狩	1,400	10月 ～ 3月	厚田	275ろ外	針葉樹 広葉樹	85% 15%	0.23㎥ 0.13㎥
	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	石狩	1,200	10月 ～ 3月	浜益 毘沙別	535は外 598は外	針葉樹 カラマツ 広葉樹	60% 25% 15%	0.30㎥ 0.43㎥ 0.14㎥
	計		2,600						
28- 108	針葉樹原料材 カラマツ原料材 トウヒ原料材 広葉樹原料材	石狩	1,200	11月 ～ 3月	余市	3001ろ外	針葉樹 カラマツ トウヒ 広葉樹	25% 40% 20% 15%	0.21㎥ 0.47㎥ 0.46㎥ 0.13㎥
28- 109	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	空知	1,500	11月 ～ 2月	紅葉山	2305 外	針葉樹 カラマツ 広葉樹	50% 40% 10%	0.27㎥ 0.50㎥ 0.10㎥
28- 110	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	空知	2,500	11月 ～ 3月	野花南 落辺 咲別	3427 外	針葉樹 カラマツ 広葉樹	75% 15% 10%	0.30㎥ 0.50㎥ 0.15㎥
28- 111	針葉樹原料材 広葉樹原料材	日高北部	2,300	8月 ～ 2月	千呂露	255は外	針葉樹 広葉樹	80% 20%	0.18㎥ 0.14㎥

物件番号	樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量（㎥）	出材時期	事業地	林小班	樹種別割合等		
							樹種	割合	㎥廻り（立木）
28- 112	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	日高南部	1,600	9月 ～ 2月	東川	2143い外	針葉樹 カラマツ 広葉樹	70% 20% 10%	0.14㎥ 0.42㎥ 0.09㎥
【札幌地区計】			24,700	署別数量再掲:		石狩署 空知署 日高北部署 日高南部署			11,000㎥ 5,800㎥ 4,500㎥ 3,400㎥

【旭川地区】

物件番号	樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量（㎥）	出材時期	事業地	林小班	樹種別割合等		
							樹種	割合	㎥廻り（立木）
28- 113	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	留萌北部	800	10月 ～ 3月	天塩 遠別	4い外 1161ろ外	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ	52% 46% 2%	0.21㎥ 0.19㎥ 0.18㎥
	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	宗谷	3,500	10月 ～ 3月	曲淵 豊富	36ほ外 4105よ外	トドマツ エゾマツ	98% 2%	0.22㎥ 0.22㎥
	計		4,300						
28- 114	トドマツ一般材 針葉樹低質材	留萌南部	1,000	9月 ～ 1月	幌糠	104い外	トドマツ	100%	0.23㎥
28- 115	トドマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	上川北部	1,000	12月 ～ 3月	朝日	2174は外	トドマツ ※N原料材比率の目安	100% 40%	0.21㎥
28- 116	トドマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	上川中部	1,000	9月 ～ 2月	愛別 茅刈別	13い外 2129ろ外	トドマツ ※N原料材は少量	100%	0.27㎥
28- 117	針葉樹原料材	留萌北部	1,500	10月 ～ 3月	天塩 遠別	4い外 1161ろ外	針葉樹	100%	0.20㎥
28- 118	針葉樹原料材	宗谷	2,500	10月 ～ 3月	曲淵 豊富	36ほ外 4105よ外	トドマツ エゾマツ	98% 2%	0.22㎥ 0.22㎥
28- 119	針葉樹原料材	上川中部	1,000	9月 ～ 2月	愛別 茅刈別	13い外 2129ろ外	針葉樹	100%	0.27㎥
28- 120	針葉樹原料材	上川南部	1,500	9月 ～ 2月	占冠 トマム	235ろ外 1135い外	針葉樹	100%	0.29㎥
【旭川地区合計】			13,800	署別数量再掲:		留萌北部署 留萌南部署 上川北部署 宗谷署 上川中部署 上川南部署			2,300㎥ 1,000㎥ 1,000㎥ 6,000㎥ 2,000㎥ 1,500㎥

【北見地区】

物件番号	樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量(㎥)	出材時期	事業地	林小班	樹種別割合等		
							樹種	割合	㎥廻り(立木)
28- 121	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	2,800	8月 ～ 1月	常元 勝山	17ね外 94よ外	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ	60% 38% 2%	0.25㎥ 0.18㎥ 0.18㎥
28- 122	カラマツ一般材 カラマツ原料材	網走中部	1,900	8月 ～ 11月	若佐	2063り外	カラマツ ※原料材比率の目安	100% 45%	0.56㎥
28- 123	針葉樹原料材 広葉樹原料材	網走西部	4,700	7月 ～ 12月	金山 滝	279る 1117は外	針葉樹 広葉樹	73% 27%	0.20㎥ 0.07㎥
28- 124	針葉樹原料材 広葉樹原料材	網走西部	3,500	7月 ～ 12月	瀬戸瀬 芭露 生田原第一 生田原第二	2ぬ 83へ 357へ 337ち外	針葉樹 広葉樹	83% 17%	0.30㎥ 0.11㎥
28- 125	針葉樹原料材	網走中部	2,500	8月 ～ 1月	常元 勝山	17ね外 94よ外	針葉樹	100%	0.10㎥
【 北 見 地 区 計 】			15,400	署別数量再掲:		網走西部署 網走中部署			8,200㎥ 7,200㎥

※　公募する北見地区の物件すべてがSGEC森林認証林産物です。

【帯広地区】

物件番号	樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量(㎥)	出材時期	事業地	林小班	樹種別割合等		
							樹種	割合	㎥廻り(立木)
28- 126	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材	根釧東部	3,000	7月 ～ 1月	開陽	488い外	トドマツ アカエゾマツ	50% 50%	0.28㎥ 0.21㎥
28- 127	アカエゾマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹原料材	根釧東部	2,000	9月 ～ 1月	開陽 西春別 別海	491ろ 631い 1109ろ1外	アカエゾマツ カラマツ ※N原料材比率の目安	50% 50% 50%	0.18㎥ 0.42㎥
28- 128	カラマツ原料材 針葉樹原料材 広葉樹原料材	根釧東部	4,500	8月 ～ 1月	開陽 西春別 別海	488い 631い 1109ろ1外	カラマツ 針葉樹 広葉樹	30% 50% 20%	0.57㎥ 0.20㎥ 0.10㎥
【 帯 広 地 区 計 】			9,500	署別数量再掲:		根釧東部署			9,500㎥

【　合　計　】	63,400	

（2）複数年度の物件

物件番号	予定樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量（m^3）	年度	出材時期	事業地	樹種別割合等		
							樹種	割合	m^3廻り（立木）
28- 129	トドマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材 広葉樹原料材	胆振東部	1,700	H28	10月 ～ 1月	白老	トドマツ 広葉樹 ※N原料材比率の目安	99% 1% 50%	0.26m^3 0.05m^3
	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材 広葉樹原料材	胆振東部	6,200	H29	未定	白老	トドマツ アカエゾマツ 広葉樹 ※N原料材比率の目安	88% 7% 5% 50%	0.34m^3 0.16m^3 0.13m^3
	トドマツ一般材 針葉樹原料材 広葉樹原料材	胆振東部	2,100	H30	未定	白老	トドマツ 広葉樹 ※N原料材比率の目安	92% 8% 50%	0.22m^3 0.12m^3
	計		10,000						
28- 130	カラマツ一般材 カラマツ原料材	日高北部	1,500	H28	8月 ～ 2月	振内	カラマツ ※原料材比率の目安	100% 50%	0.64m^3
	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	日高北部	3,500	H29	未定	振内 仁世宇	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ ※N原料材比率の目安	83% 15% 2% 50%	0.18m^3 0.20m^3 0.10m^3
	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	日高北部	2,000	H30	未定	振内	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ ※N原料材比率の目安	97% 2% 1% 50%	0.36m^3 0.15m^3 0.31m^3
	計		7,000						
28- 131	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	宗谷	1,000	H28	11月 ～ 2月	浜頓別	トドマツ エゾマツ ※N原料材比率の目安	98% 2% 50%	0.22m^3 0.22m^3
	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	宗谷	2,000	H29	未定	浜頓別	トドマツ エゾマツ ※N原料材比率の目安	98% 2% 50%	0.22m^3 0.22m^3
	トドマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材 針葉樹原料材	宗谷	1,000	H30	未定	浜頓別	トドマツ エゾマツ ※N原料材比率の目安	98% 2% 50%	0.22m^3 0.22m^3
	計		4,000						
28- 132	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	2,000	H28	12月 ～ 3月	温根湯	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ	60% 38% 2%	0.31m^3 0.37m^3 0.20m^3
	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	5,000	H29	未定	温根湯	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ	98% 1% 1%	0.31m^3 0.37m^3 0.20m^3
	トドマツ一般材 アカエゾマツ一般材 エゾマツ一般材 針葉樹低質材	網走中部	2,500	H30	未定	温根湯	トドマツ アカエゾマツ エゾマツ	98% 1% 1%	0.31m^3 0.20m^3 0.20m^3
	計		9,500						

物件番号	予定樹材種	出材予定森林管理署等	出材予定数量（m³）	年度	出材時期	事業地	樹種別割合等 樹種	割合	m³廻り（立木）
28- 133	針葉樹原料材 広葉樹原料材	網走中部	1,800	H28	12月 ～ 3月	温根湯	針葉樹 広葉樹	93% 7%	0.12m³ 0.10m³
	針葉樹原料材 広葉樹原料材	網走中部	4,000	H29	未定	温根湯	針葉樹 広葉樹	85% 15%	0.12m³ 0.10m³
	針葉樹原料材 広葉樹原料材	網走中部	2,700	H30	未定	温根湯	針葉樹 広葉樹	65% 35%	0.12m³ 0.10m³
	計		8,500						
28- 134	トドマツ一般材 針葉樹低質材	渡島	1,900	H28	11月 ～ 3月	セイヨウベツ トワルベツ 奥沢	トドマツ	100%	0.33m³
	トドマツ一般材 針葉樹低質材	渡島	4,800	H29	未定	セイヨウベツ トワルベツ 奥沢	トドマツ	100%	0.33m³
	トドマツ一般材 カラマツ一般材 針葉樹低質材	渡島	2,800	H30	未定	セイヨウベツ トワルベツ 奥沢	トドマツ カラマツ	90% 10%	0.33m³ 1.00m³
	計		9,500						
28- 135	針葉樹原料材 広葉樹原料材	渡島	1,000	H28	11月 ～ 3月	セイヨウベツ トワルベツ 奥沢	トドマツ 広葉樹	95% 5%	0.33m³ 0.11m³
	針葉樹原料材 広葉樹原料材	渡島	1,900	H29	未定	セイヨウベツ トワルベツ 奥沢	トドマツ 広葉樹	95% 5%	0.33m³ 0.11m³
	針葉樹原料材 カラマツ原料材 広葉樹原料材	渡島	1,300	H30	未定	セイヨウベツ トワルベツ 奥沢	トドマツ カラマツ 広葉樹	90% 5% 5%	0.33m³ 1.00m³ 0.11m³
	計		4,200						

		署別数量再掲：	
【　合　計　】	52,700	胆振東部署	10,000m³
		日高北部署	7,000m³
（内H28出材予定量）	10,900	宗谷署	4,000m³
（内H29出材予定量）	27,400	網走中部署	18,000m³
（内H30出材予定量）	14,400	渡島署	13,700m³

※　複数年の協定が可能な物件については、「国有林の間伐事業における複数年契約による民間競争入札」の予定箇所で実施するため、出材時期及び林小班については、素材生産請負者の事業計画に基づき決定することから、現時点では未定となっています。また、樹材種割合等についても、素材生産請負者の事業計画に基づき決定することから変更となる場合があります。

※　公募した物件で網走中部署の物件はSGEC森林認証林産物です。